

長岡京市林業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、林業や特用林産物の機械化等、環境整備を行うことにより生産性の向上と林業全体の発展を期待をし、森林組合や林業協業体、及び農業協同組合が行う林業振興対策及び特用林産関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(事業及び補助率)

第2条 第1条に規定する事業の種類及び補助率は次のとおりとする。

補助対象事業	内 容	補助率
(1)林業振興対策事業	自動枝打機、集運材装置、チェーンソーその他伐出造林等に必要な機械及び施設	3/4 以内
(2)特用林産物生産改善機械施設設置事業	移動式炭やき釜、簡易集運材装置、その他特用林産物生産に必要な機械及び施設	3/4 以内

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査及び交付決定)

第4条 市長は、第3条の補助金交付申請があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助額を決定し通知する。（第2号様式）

(変更の申請)

第5条 補助金の決定を受けた者が事業の変更を要するときは、事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の決定を受けた者は、事業完了後、実績報告書（第3号様式）をすみやかに提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

年度 林業振興対策事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、長岡京市林業振興対策事業補助金交付要綱に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業実施主体名	構成 人員	事業 種目	年 間 生産量	施設等名	事業内容		
					種 類	数 量	経 費
						円	
計							

3 経費負担区分

事業名	総事業費	負担区分		備考
		市補助金	自己負担金	
	円	円	円	
計				

4 収支予算

(1) 収入

事項	予算額	算出基礎	備考
	円		
計			

(2) 支出

事項	予算額	算出基礎	備考
	円		
計			

5 添付書類

- (1) 機械については見積書
- (2) 施設については設計図書

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

年度 林業振興対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請の 年度林業振興対策事業補助金に
ついては、次の条件をつけて、金 円を交付します。

記

- 1 事業を施行するために要した経費の収入及び支出を記載した書類を備えておくこと。
- 2 補助事業者は長岡京市林業振興対策事業補助金交付要綱に従わなければならない。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

年度 林業振興対策事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知の上記事業について、長岡京市林業補助金交付要綱に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助事業の実績
- 2 事業完了年月日
- 3 経費負担区分

事業名	総事業費	負担区分		備考
		市補助金	自己負担金	
	円	円	円	
計				

4 収支精算

(1) 収 入

事 項	予 算 額	精 算 額	備 考
	円	円	
計			

(2) 支 出

事 項	予 算 額	精 算 額	備 考
	円	円	
計			

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

年度 林業振興対策事業変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知の上記事業について、
長岡京市林業振興対策事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり計画を変更したい
ので、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 計画の内容